株式会社エンバイオ・ホールディングス

定　　款

2023年6月27日　改訂

定　　款

第１章　　総則

（商　　号）

第１条　当会社は、株式会社エンバイオ・ホールディングスと称し、英文では、EnBio Holdings, Inc と表示する。

（目　　的）

第２条　当会社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は出資持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配並びに管理することを目的とする。

(1) 土壌汚染状況に関する調査・分析
(2) 土壌汚染改良に関する調査、研究、開発、企画立案及びコンサルティングの受託
(3) 土壌汚染改良工事の設計、施工及び監理
(4) 前各号に関する機械器具の輸出入及び販売
(5) 各種情報提供・情報収集・情報処理・情報通信に関するサービス業
(6) 通信販売業務
(7) 通信販売に関わる商品の斡旋並びに仲介業務
(8) 各種マーケティング業務の遂行及びコンサルティング
(9) コンピューター及びその周辺機器・関連機器並びにソフトウェアに関する下記業務
　イ）開発及び製造
　ロ）販売、輸出入、仲介及び設備投資
　ハ）保守及び修理
　ニ）運用及び要員派遣
　ホ）リース及びレンタル
(10) 物品賃貸業
(11) 集金代行業
(12) 広告の企画、製作及び広告代理店業
(13) 廃棄物の再生利用に係るコンサルティング
(14) 不動産及び有価証券の投資・保有・運用
(15) 不動産の売買・仲介・賃貸・管理業務
(16) 不動産信託受益権の取得・保有及び売却
(17) 生命保険の募集に関する業務、損害保険代理業務
(18) 金融業務
(19) 環境に関連する機器、資材等の輸入販売

(20) 建造物の解体
(21) アスベストの廃棄処理業
(22) コンテナ倉庫及びコンテナモジュール工法による不動産の有効活用に関する企画、調査及び設計
(23) 倉庫・工場等の改築、修繕及び営繕に関する事業
(24) 戸建・マンション等の建築、設計、監理及び施工
(25) 家具・調度品等の小物類の販売
(26) 不動産の開発及びそのコンサルティング業
(27) ビルメンテナンス業務及びビルの管理業務
(28) 建物の耐震工事業
(29) 建築工事業、とび及び土木工事業
(30) 水処理装置の設計、製造、販売、据付、設置及び修理、点検業務
(31) 自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営並びに電気の売買に関する事業
(32) 自然エネルギー等による発電設備の設計、製造、販売、据付、設置及び修理、点検業務
(33) 次の物品の輸出入及び販売
イ) 食料品
ロ) 家庭用品、日用品雑貨
(34) 前各号に付帯関連する一切の事業

② 当会社は前項各号の事業並びに前項各号に付帯関連する事業を営むことができる。

（本店の所在地）
第３条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

（機　　関）
第４条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会
(2) 監査等委員会
(3) 会計監査人

（公告方法）
第５条 当会社の公告は、電子公告とする。但し、事故やその他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　　株式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、11,140,000 株とする。

（単元株式数）

第７条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式の権利制限）

第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利

(2) 会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。

③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第10条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規程による。

第３章　　株主総会

（招　　集）

第11条　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第12条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

（招集権者及び議長）

第13条　株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。

②　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第14条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置を取るものとする。

②　当会社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第15条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②　会社法第 309 条第２項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第16条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人としてその議決権を行使することができる。

②　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　　取締役及び取締役会

（員　　数）

第17条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

②　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。

（選任方法）

第18条　取締役は、株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

②　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任　　期）

第19条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

③　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第20条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

②　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第21条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第22条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第23条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の決定の委任）

第24条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の議事録）

第25条　取締役会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

（取締役会規程）

第26条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報　酬　等）

第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。但し、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

（取締役の責任免除）

第28条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　　監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第29条　監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第30条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会規程）

第31条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

（監査等委員会の議事録）

第32条　監査等委員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第６章　　計算

（事業年度）

第33条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第34条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第35条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。

②　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。

（剰余金の配当等の除斥期間）

第36条　剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、第 24 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。